



# 埼玉県報

第 2 2 1 9 号  
平成 22 年 9 月 17 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

### 告示

- [埼玉県議会定例会の招集\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県防災情報システム機器賃貸借に関する一般競争入札公告\(消防防災課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [人間第二用水土地改良区の役員退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [馬宮土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の開催\(都市計画課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [事務所の所在又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者\(建築安全課\)](#)
- [組織犯罪情報管理システムの賃貸借に係る落札者の公示\(会計課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道皆野荒川線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第四百十五号中訂正\(森づくり課\)](#)

# 規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県人事委員会委員長 金野 俊男

埼玉県人事委員会規則七―九一七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	財務局長	一種
	組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、春日部、越谷、吉川）	二種
	警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長	三種

<p>市警察部の課長          方面本部副本部長          警察学校副校長          警察署長          警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>主席調査官          主席指導官          主席専門官          公安委員会室長          取調べ監督室長          けいさつ総合相談センター所長          音楽隊長          情報セキュリティ対策室長          監査室長          装備技術センター所長          照会センター所長          留置センター所長          採用センター所長          犯罪被害者支援室長          企画調整室長          現任教養推進室長          生活安全指導室長          防犯のまちづくり推進室長          サイバー犯罪対策センター所長          生活安全特別捜査隊長          環境犯罪対策室長          航空隊長          刑事指導室長          検視調査室長</p>
<p>四種</p>	

	<p>暴力団排除対策室長  交通安全対策推進室長  交通管制センター所長  放置駐車対策センター所長  交通反則通告センター所長  外事特別捜査隊長  国際テロリズム対策室長  少年サポートセンター所長  特別機動警察隊長  次席（人事委員会が定めるものに限る。）  初任教養部長  警察署副署長  次席  副隊長  術科教養部長</p>	<p>五種</p>
--	---	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

埼玉県議会平成二十二年九月定例会を九月二十四日に招集する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年九月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人とも
- 三 代表者の氏名  
井ノ部 具之
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市並木元町一番六十七 四百二十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川口市および近隣市の高齢者に対し、介護保険法による居宅介護支援サービスを提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドッポクラブ

三 代表者の氏名

串田 由幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一六九二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、国の内外を問わず男女、健常者、障害者が共に助け合い、障害者やその家族及び老人等に対して福祉活動を行うと共に、近年とみに複雑化する医学・科学の発展状況を解かり易く啓蒙し、障害者とその家族が抱える問題に対して手をさしのべることにより、愛情豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパン・アフガン・ブリッジ

三 代表者の氏名

鵜野 昌樹

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三四〇

五 定款に記載された目的

この法人は、アフガニスタンに対して農業振興を通じ、同国の自立支援に寄与することを目的とする。併せて、農地などにいまだに残り、その障害となっている地雷の除去に係わる関係分野についても積極的に支援する。



## 告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。）

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会

三 代表者の氏名

瀬山 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字山田字東町一四三一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生産活動及びその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な職業準備訓練、日常生活及び社会生活に関する相談、支援、その他の便宜を適切且つ効果的に提供することにより、通常の事業所への就職を目指すとともに、就職が困難な障害者に対しては、その就労の機会の提供に努め、もって障害者の職業・生活の安定、日常生活の支援に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バイオパシー協会

三 代表者の氏名

小林 隆

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大字中川九二九番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、国民に対し、食品の持つ栄養と機能に関する基礎とその応用研究を行い、健康の維持・増進、更には疾病治療に栄養からアプローチする方法の普及・啓発活動を行う。また関連各方面へ情報を提供し連携しながら、社会に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県防災情報システム機器賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成28年2月29日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 出井、藤塚 電話048-830-3180(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月29日(金)午前10時50分まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月28日(木)午後5時まで。

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年10月28日(木)午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部消防防災課 平成22年10月29日(金)午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年10月7日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年9月21日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

- (1) Nature of Services Required : Lease of Saitama Prefecture disaster prevention information system. Lease includes testing, installation, setting, maintenance, and staff training.
- (2) Time-limit for tender : 10:50 a.m., October 29, 2010 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., October 28, 2010)
- (3) Contact Information : Fire and Disaster Prevention Division,  
Department of Crisis Management and Disaster Prevention,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-3180 Facsimile 048-830-4779

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ吹上店

鴻巣市新宿二丁目百九十三番地外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ポレール吹上

（変更後）コープ吹上店

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川祐司

（変更後）生活協同組合さいたまコープ 代表理事 理事長 佐藤利昭

### ハ 変更年月日

平成十九年十月一日他

### ニ 届出年月日

平成二十二年九月七日

## 二 縦覧期間

平成二十二年九月十七日から平成二十三年一月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年九月十七日から平成二十三年一月十七日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課



## 告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
入間第二用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次  
のとおり届出があった。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
監 事	清 水 亀久男	日高市大字高萩一三五番地

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年九月十日認可した。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

馬宮土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

# 告示

埼玉県告示第千二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、住宅市街地の開発整備の方針、用途地域

## 二 公聴会の期日、時間及び場所

平成二十二年十月十八日 午後一時三〇分から

飯能市役所五 一会議室

## 三 公述申出書の提出期間及び提出先

平成二十二年九月十七日から平成二十二年十月一日まで

埼玉県都市整備部都市計画課、飯能市都市計画課

## 四 公述申出書の様式

別記のとおり

## 五 都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

平成二十二年九月十七日から平成二十二年十月一日まで

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市都市計画課

## 六 公聴会に関する問い合わせ

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八 八三〇 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

埼玉県飯能市双柳一 一

飯能市都市計画課

電話〇四二 九七三 二一一一

## 公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十二年九月九日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

長谷川 藏次

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第七〇三号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十六号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名	主たる事務所の所在地
トリプル株式会社	（法人にあつては代表者の氏名） 渡邊 和基	越谷市蒲生茜町二番七

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
組織犯罪情報管理システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3  
丁目15番 1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年 8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3丁目 4番 1号
- 5 落札金額  
127,197,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成22年 6月29日



# 告示

埼玉県川越県税事務所長告示第四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年九月十七日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 小澤湛蔵商店	小澤 京子	埼玉県所沢市日吉町三番四号	平成二十二年六月三十日

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番 三 地 先 ま で	秩 父 市 大 滝 字 岡 本 天 神 ヲ 子 下  五 二 八 三 番 三 地 先 か ら 同 市 大  滝 字 岡 本 天 神 ヲ 子 下 五 二 八 三	区  間
二 三 ・ 八 〇	八 ・ 六 〇 }	敷 地 の 幅 員  ( メ ー ト ル )
二 〇 ・ 六 〇 }	九 ・ 八 〇	延 長  ( メ ー ト ル )
道 路 災 害 防 除 工 事	一 四 ・ 九 〇	備  考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市荒川白久字横幕一八五 一番一地从先から同市荒川白久 字横幕一八五二番一地从先まで	区 間
二六・八〇 三一・六〇	一一・〇〇 一三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	四二・五〇	延長 (メートル)
	道路災害防除工事	備 考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 皆野荒川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	秩父市荒川小野原字柴原一 四四番四地先から同市荒川小 野原字柴原一一四七番二地先	区 間
八・〇〇 六・六〇 }	八・〇〇 五・三〇 }	敷地の幅員 (メートル)
五七・五〇		延長 (メートル)
道路災害防除工事		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十二年七月二十一日

指令川建セ第二二 二六号

## 二 検査済証番号

平成二十二年九月九日

川建セ第二二 五九号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字伊古字麓一 三三一、七

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字羽尾一九六番地一 スカイトウン飯塚204

石井 三紀代



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年三月二十三日

指令川建セ 第二一〇一六七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月十四日

川建セ第二二〇〇五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字菅谷字女堀五〇〇番三、五〇〇番五、五〇〇番十四、五〇〇番十六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市箭弓町一丁目二番十三号

株式会社 誠和ハウジング 代表取締役 栗原和人

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年三月十九日

指令越建セ第二一〇一八三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月十五日

越建セ第一九三 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字東七二八 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市牛島一四二六 五 メゾンド華一〇二

齋藤 淳

# 告 示

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年九月十七日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年九月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十三年度当初教育局等職員人事異動方針について

ロ 埼玉県スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について

ハ その他

## 正 誤

埼玉県告示第四百十五号（平成二十二年三月十九日第二千六百六十七号）中訂正

行

二十八行目の次に次のように加える。

□ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。